

審査申出書（家屋）記載要領（令和7年度）

審査申出書の提出にあたっては、税務課の評価内容の説明を受けた上で、審査の申出をする日付を必ず記入の上提出してください。

1 審査の申出について

（１）審査の申出とは

固定資産税の納税者（賦課期日（１月１日）現在、固定資産（家屋）を所有する方）は、家屋（補充）課税台帳に登録された価格（評価額）について不服がある場合、宇治市固定資産評価審査委員会（以下「委員会」といいます。）に審査の申出をすることができます。（地方税法第432条）

（２）審査の申出ができる期間

- ① 家屋（補充）課税台帳に家屋の価格等を登録した旨の公示の日から納税通知書を受け取った日後３箇月以内
- ② 家屋の価格等の決定又は修正等の通知を受けた日から３箇月以内

2 審査申出書の記載について

（１）「審査申出人」欄

- ① 個人の場合は、住所又は居所、氏名及び連絡先電話番号を記載してください。
- ② 法人（社団又は財団を含む。）の場合は、所在地、名称、代表者氏名及び連絡先電話番号を記載してください。法人でない社団又は財団の場合は、所在地、名称、代表者又は管理人の氏名及び連絡先電話番号を記載してください。また、代表者等の資格を証する書面（発行から３箇月以内の法人の登記事項証明書(原本)又は社団等の規約の写し等）を添付し、「添付書類」欄にその名称を記載してください。

（２）「代理人又は総代」欄

審査の申出は、代理人又は総代（共同で審査の申出をし、総代を互選した場合）によりすることができます。この場合、「代理人又は総代」欄に、代理人又は総代の住所若しくは居所又は所在地、氏名又は名称及び連絡先電話番号を記載してください。また、代理人又

は総代の資格を証する書面（委任状又は総代互選書等。）を添付し、「添付書類」欄にその名称を記載してください。

（３）「口頭意見陳述の希望」欄

口頭意見陳述とは、審査申出人が、「審査申出書」等の書面では十分に意を尽くせない点を補完するため、委員に対して、口頭で意見を述べる制度です（評価庁（税務課等）は出席しません）。口頭意見陳述を希望する場合は「有」に、希望しない場合は「無」に○を記載してください。なお、○の記載がない場合は、原則として、口頭意見陳述を希望しないものとみなします。

（４）「審査の申出の趣旨」欄

- ① 「対象固定資産」欄は、審査の申出をする家屋について家屋（補充）課税台帳に登録されている所在地、種類・構造、床面積、台帳価格を記載してください。
- ② 「決定を求めようとする価格」欄は、審査申出人が委員会に対して決定を求めようとする価格を記載してください。

（５）「審査の申出の理由」欄

上記（４）の台帳価格が違法、不当であると考える理由（主張又は計算根拠等）を記載してください。審理は原則として書面で行いますので、できるだけ具体的に記載してください。また、審査の申出の理由を別紙に記載する場合や主張又は計算根拠等を立証する資料がある場合、「添付書類」欄にその名称を記載してください。

３ 審査申出書の提出について

正副２通の審査申出書を委員会へ提出してください。郵送の場合、消印の日付が前記１（２）の期間内である必要があります。委員会は、審査申出書を受付後、収受印を押印した審査申出書の控えを返却します。